

## 【オピニオン】 ★臨時交付金の増額で出された宿題の重さに要注意 関西学院大学教授・小西砂千夫

20/07/02 08:00 Po001

2020年度第2次補正予算の成立を受けて、6月24日、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下、臨時交付金）の第2次補正予算分の交付限度額が自治体に対して通知された。併せて、一部改正された制度要綱など、各種資料が公表された。臨時交付金をめぐっては、第1次補正予算で1兆円が設けられたが、増額を求める声が自治体から相次ぎ、それに応えるかたちで第2次補正予算では倍額の2兆円が予算計上された。

筆者がいくつかの団体から聞いた感触では、第2次補正の臨時交付金について、市町村からは、思わぬ多額であったという声が多い。そこには一種の誤解があって、総額が1兆円から2兆円になったことで、第1次補正分の2倍を目途に考えてしまいがちだが、第1次補正分の1兆円のうち、交付限度額が示されたのは、単独事業分の7084億円分のみであった。それに対して第2次補正分の2兆円は、500億円を残してすべて単独事業分になっている。その結果、第1次補正と第2次補正の単独事業分の交付限度額を比較すると、都道府県分では3554億円から8750億円で約2.5倍、市町村では3530億円から1兆750億円で約3.0倍となっている。その結果、従前から財政危機の自治体を例外とすれば、少なくとも、当面の新型コロナウイルス対策のために、自治体が財政面で不安を感じることはなくなった。

第2次補正分の臨時交付金では、単独事業の交付限度額の算定方法を、第1次補正分から変更している。第1次補正分では、「新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）」と「新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当」について、それぞれ人口を基礎として、都道府県では5対5、市町村では3対7のウエートをつけ、前者については都道府県別の感染状況（都道府県分ではさらに医療需要の多寡）を勘案し、後者については段階補正を適用して、合算した額に対して、財政力補正を適用して交付限度額を算定している。

それに対して、第2次補正分の臨時交付金では、「家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分」（以下、事業継続分）と「『新しい生活様式』を踏まえた地域経済の活性化等への対応分」（以下、生活様式分）に分けて算定している。事業継続分については都道府県と市町村がそれぞれ4750億円、生活様式分については都道府県が4000億円、市町村は6000億円である。

事業継続分では、人口と事業所数を基礎として、感染者数の割合を勘案したうえで財政力補正をかけている。生活様式分では、人口を基礎として段階補正を適用し、年少者人口や高齢者人口比率を適用し、市町村分ではさらに面積要因と地域振興要因を加味したうえで、財政力補正をかけている。すなわち、事業継続分では休業要請への協力金や家賃補助などに対応して財政需要を勘案し、生活様式分では「新しい生活様式」を実現するうえでの財政需要を勘案している。それぞれに財政力補正が適用されるものの、生活様式分よりも事業継続分の方が補正される度合いが小さい。その結果、人口ひとりあたりに交付限度額に置き直してみると、条件不利地域ほど手厚く配分される傾向は、

第2次補正・生活様式分>第1次補正分>第2次補正・事業継続分

となっている。事業継続分については、その財政需要の内容に鑑みて、大都市圏への配分を生活様式分よりも厚くすべきとの判断からであろう。



関西学院大教授・小西砂千夫

ちなみに、単独事業分の算定において財政力補正を適用するのは、そもそも普通交付税の基準財政需要額の算定では、単独事業であって義務づけの弱い事業に対しては留保財源となる傾向が強いことの裏返しである。新型コロナウイルス対策として、政府は、自治体に対して単独事業として行ってほしいと考えるモデル事業等が示されているが、普通交付税の算定では義務的経費等が優先される反面で、義務づけの弱い単独事業への財源は、結果的に、一般的に財政力指数の低い団体には相対的に薄くなる。そこで、臨時交付金の単独事業の算定では、単独事業の財源を着実に保障する趣旨から、財政力指数の低い団体に厚く配分するために財政力補正を適用することになる。

臨時交付金は、第2次補正分として積み増したことで、あたかも第1次補正分と別枠のような印象を与えるが、実施計画は、補助事業分も含めて同一であり、両者を区分して管理する必要がないことは、Q & A（第2版／6月24日）にも明示されている。

第1次補正分の単独事業の交付限度額の算定では、休業要請への協力金や家賃補助などを想定した配分にしていなかった。しかし、東京都が他団体に先んじて協力金の交付を始め、多くの自治体がやったことで、臨時交付金の額が不足しているとの声が上がった結果となった。そこで、第2次補正分では、改めて事業継続分でそうした財政需要にある程度応えつつ、新しい生活様式分として別に事業費を確保した。

第2次補正分で休業要請への協力金や家賃補助などの事業者への給付についても一定程度可能とされたことで、自治体は、改めて、第1次補正分と第2次補正分の生活様式分の財源枠を活用して、新型コロナウイルス対策を進めるように要請されたかたちだ。事業者や住民に対する現金給付は、それぞれの地域事情に応じて真に必要な範囲にとどめ、感染症拡大防止につながる事業を積極的に実行することが求められている。それは、制度要綱と同時に示された事務連絡において、「特に、『新しい生活様式』等への対応分については、地域の社会経済構造そのものを将来の感染症リスクに対しても強靱（きょうじん）なものへと改革することを推進する観点から、交付限度額の算定上特に考慮したものであることを十分に踏まえ、交付金を活用し、先に述べた、『新たな日常』に対応した、（a）社会的な環境の整備、（b）新たな暮らしのスタイルの確立、（c）新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進等に積極的に取り組んでいただくことを期待しています」と記載されていることからもうかがわれる。

Q & Aでは、臨時交付金を原資として基金を造成することは、事業の執行上、特段の理由がある場合に限るなどとされており、繰り越しは可能とするものの、単に余剰財源として留保することは許されない。示されたのはあくまで交付限度額であって、その範囲で、自治体は実施計画を策定し、それに沿って新型コロナウイルス対策を確実に実施しなければならない。

臨時交付金は新型コロナウイルス対策に充当するとしても、使い道が広いだけに、令和2（2020）年度の当初予算に組み込まれた事業のなかで、新型コロナウイルス対策といえる事業に臨時交付金を充ててしまえば、結果的に自治体の基金を増やすことも可能だ。しかし、それは可能な限り避けてほしい。自治体の基金のあり方については、近年、相当厳しい目が向けられている。基金には種類に応じて造成する目的があるはずであり、財政調整基金の主たる役割は、災害等に備えることなどである。新型コロナウイルス感染症拡大は、大規模な自然災害に似た側面があるので、新型コロナウイルス対策は財政調整基金を崩してでも行うべき事業である。従前から財政危機の状況ではない限り、自治体は財政調整基金の減少を恐れて、新型コロナウイルス対策で萎縮すべきではない。

第2次補正分の臨時交付金の増額は、自治体関係者の強い増額要請に応えたものである。自治体が使える財源が増えたことは喜ぶべきことだ。その反面で、臨時交付金は補助金適正化法が適用される国庫支出金であり、自治体が策定する計画に基づいて新型コロナウイルス対策に限って執行できる財源であることに特に注意したい。内閣府によって近く示される「地域未来構想20」の詳細なども参照しながら、自治体にとって必要な政策を立案し、実行していかなければならない。保健、医療、教育、情報通信など、新型コロナウイルス対策として実施すべき事業はいくらでもある。臨時交付金の増額は、自治体に対して宿題を突きつけたといえる。実施計画の第二次提出の最終受付期限は9月末。さながら夏休みの宿題といったところである。（了）

（2020年7月2日）

小西砂千夫（こにし・さちお）氏のプロフィール

1960年生まれ、83年関西学院大学経済学部卒、博士（経済学）。関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授。主な著書は「日本地方財政史」（有斐閣）、「財政課職員の知恵袋」

(ぎょうせい)、「自治体財政健全化法のしくみと運営」(学陽書房)、「地方財政の歴史を変えた8つの物語」(日本加除出版)など。

※本印刷物は時事通信社 JAMPサービスから印刷されました。

Copyright JIJI PRESS Ltd. All Rights Reserved.